

令和5年第4回

東大和市農業委員会議事録

令和5年4月27日

東大和ファーマーズセンター会議室

東大和市農業委員会

令和5年第4回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和5年4月27日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市ファーマーズセンター会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第8号 農地法第4条の規定による届出について
日程第4 報告第9号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願
いについて
日程第6 議案第10号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って
いる旨の証明願いについて

5 出席委員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 哲 | 2番 比留間 淳 二 |
| 3番 西川 慶 子 | 5番 原 正 男 |
| 7番 町田 悦 郎 | 8番 岸 光 敏 |
| 9番 杉本 実 | 10番 岩田 高 雄 |
| 11番 和地 毅 | 12番 橋本 訓 夫 |
| 15番 大熊 和 春 | |

6 欠席委員(4名)

- | | |
|------------|------------|
| 4番 内野 芳 夫 | 6番 森田 良 子 |
| 13番 小林 由美子 | 14番 大羽 敬 子 |

7 出席した職員

事務局長 佐伯 芳 幸 係 長 眞 中 教 雄

8 会議の結果

報告8号～9号について、専決処理を確認した。

議案9号～10号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、内野委員、森田委員、小林委員、大羽委員から都合より欠席するとの連絡があり、11名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はございません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和5年第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

佐伯事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第8号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第9号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い2件について、ご審議いただきます。

日程第6、議案第10号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件について、ご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、8番、岸 光敏委員、9番、杉本 実委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第8号

議 長 続きまして、日程第3、報告第8号、農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第8号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第9号

議 長 続きまして、日程第4、報告第9号、農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしてございますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第9号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第9号

議長 続きまして、日程第5、議案第9号、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 2件)

議長 朗読及び説明をいたしました。

それでは、申請番号1番及び申請番号2番については、ご夫婦で共有されている農地に係る案件となりますので、一括して審議いたします。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事の状態について報告を求めます。

なお、芋窪地区担当 内野委員が本日欠席されているため、職務代理 比留間淳二委員を指名します。

比留間委員 それでは、報告いたします。

被相続人については、生前農業に従事していたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長 ご報告いただきました

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(質問数件)

議長 本件については、いろいろとご意見も頂戴しましたが、持分所有の問題ではなく、納税猶予を受ける適格者であるかどうかを判断するものですので、ここで採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いを発行することに決定いたします。

◎議案第10号

議長 続きまして、日程第6、議案第10号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件について、ご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 （議事日程に基づき説明 4件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

本事案は、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

それでは、申請番号1番について、審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言するものなし）

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

議 長 続きまして、申請番号2番の事案について、ご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言するものなし）

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

議 長 続きまして、申請番号3番の事案について、ご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言するものなし）

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

議 長 続きまして、申請番号4番の事案について、ご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 7ページの写真に木が写っていますが、この木は特例適用農地内にあって適切なものですか。

事務局長 公図の写しを見ていただくと、この部分については特例適用農地から除外されています。

町田委員 農業委員会としては、最初に適切に行われていると認定したら、その現況でよしとしてしまう訳です。それが生産緑地として正しく農業経営を行っているかを適切に判断していく必要があります。今後、納税猶予を受けた方が、苦勞することの無いよう、適切な指導することも重要な責務と認識すべきと考えます。

議長 町田委員のいうとおり、3年後、6年後、9年後納税委猶予の適用農地については、農業委員会として適切に見守っていく必要はあろうかと思えます。

それでは、申請番4番の事案について採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議長 以上で全日程を終了いたしました。

これにて定例総会を閉会いたします。

(午後3時17分)